

「幼児教育の無償化」

(補助金額上限あり)

2019年10月からスタート

利用料（保育料）

月額2万5,700円まで無償

- ・ 満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・ 給食費や通園費等は対象外。

(算定のイメージ)

園の定める保育料	上限額	実質負担額
2万4,000円	2万5,700円	0円
2万8,000円	2万5,700円	2,300円

※ 入園料は、入園初年度に限り、月額に換算して補助対象となります（保育料と合わせて月額25,700円を上限に補助されます）。

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・ 共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・ 利用日数に応じて月額の上限額は変動（450円×利用日数）。

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	対象額	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが対象（月額1万6,300円が上限）。

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が補助対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の補助対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

どなたも、認定申請書の提出が必要です。

幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付の上、幼稚園へご提出ください。

このチラシは、国の幼児教育・保育無償化による補助について説明したものです。

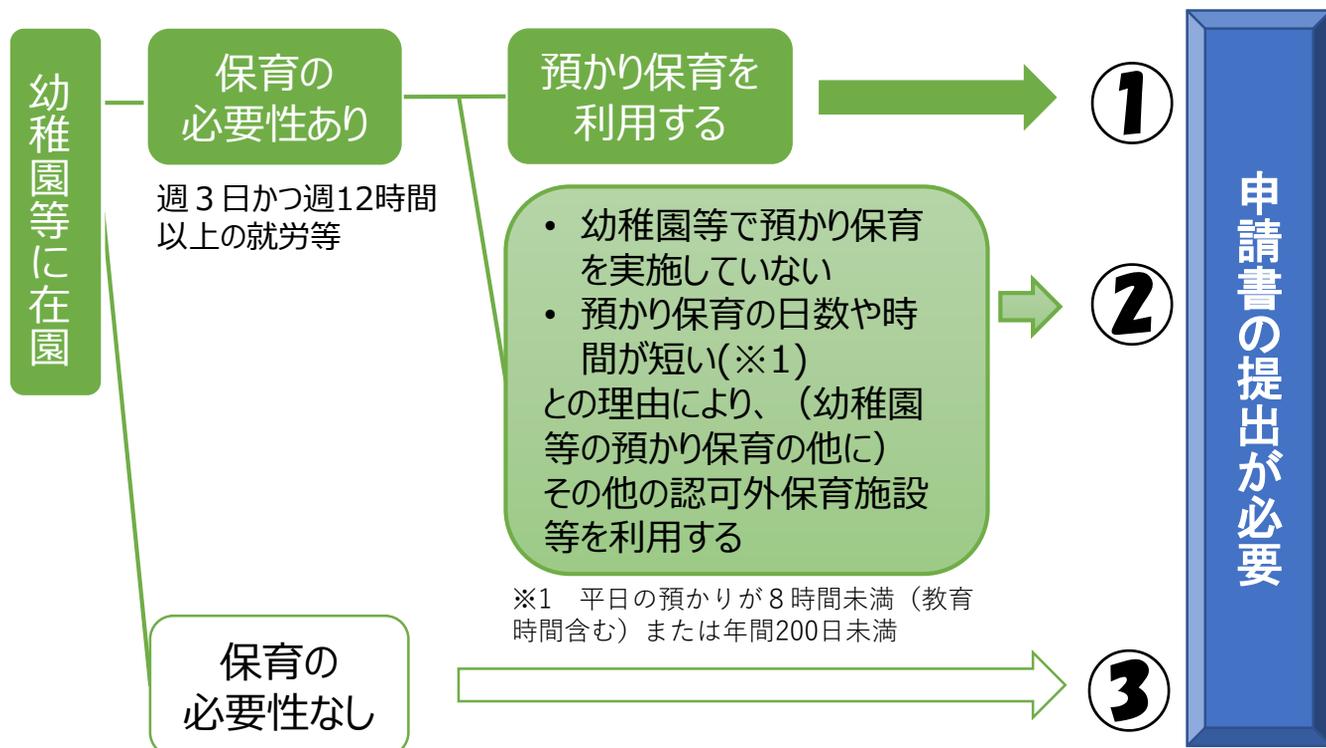
このほか、都・市制度による補助がある見込みです。
都・市制度については詳細が決まり次第、別途ご案内します

(問合せ先)

国立市 こども家庭部 児童青少年課
保育・幼稚園係

TEL：042-576-2427（直通）

幼児教育無償化による施設利用費



	幼稚園等の保育料(※1)	幼稚園等の預かり保育事業	その他の認可外保育施設等(※2)
①	○ 上限2.57万円	○ 利用日数×450円 (上限1.13万円)	× 補助なし (事業の利用は可能)
②	○ 上限2.57万円	○ 利用日数×450円 (上限1.13万円)	△ 預かり保育事業とあわせて、 上限の範囲内で対象
③	○ 上限2.57万円	× 補助なし (事業の利用は可能)	× 補助なし (事業の利用は可能)

※1 保育料以外の通園費、教材費等は、対象外

※2 都道府県等に届出をした認可外保育施設(認証保育所、認可外の事業所内保育所等を含む) 一時預かり事業、病児保育、ファミサポの預かり